

令和元年度第2回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会議事録

日 時：令和元年6月28日（木）

10：50～12：00

会 場：管理棟3階 中会議室

出席者：別紙のとおり

1 開 会

市場協力会会長 浜松青果㈱代表取締役社長 松井英司氏

2 あいさつ

農林水産担当部長 山下文彦氏

3 協議事項

(1) 第1回あり方研究会議題「業務条例改正案」の意見書について

【説明】高柳業務G長

・第1回あり方研究会協議事項について4団体から意見書の提出があったことを受け、その内容について市の考え方を説明。

現行条

第1条（目的）

【団体意見】条例の目的において、「公正な取引の場」を強調する意味は何か。

(市：高柳) 改正卸売市場法の目的において規定されている。市場取引の規制緩和は、自由度を増した取引を期待するが、市場内流通が減少し、市場の仲卸業者、売買参加者、買出人などの取引参加者に差別的な取扱いとならないよう中央卸売市場が出荷者と消費者のパイプ役として継続的に生鮮食料品等を供給する重要な公共施設であることの認識を高めるため。

第3条（取扱品目）

【団体意見】出荷者が取扱品目と一緒に持ち込む取扱品目外の物品の入荷が、現状もあるが改正案でも取扱品目をカバーできるのか。また、改正法において部類性（青果部・水産物部）が廃止されたが、浜松市はどう考えているか。

(市：高柳) 現行条例どおりの品目の扱いと考えていただきたい。改正法第2条（定義）において生鮮食料品等の定義で示されているとおり、野菜、果実、魚類等の生

鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品等とあるように、このその他において「市長が定めるもの」として、現行の要綱規定のとおりと考えている。出荷者等が取扱品目と併せて持ち込むその他の物品において積極的な買付や、本業に迫る取引を行うのであれば、取扱品目以外の扱いとして兼業による取引とし市場外で行うこと。

また、部類性については、改正法での廃止に伴い部類という表現ではなく、区分として「青果物・水産物」として取扱品目を区分することとした。

第4条（開場の期日）

【団体意見】開場の期日条例を削除し、開場の時間だけを規定する意味は。

（市：高柳）改正法では、開場期日、時間の規定が廃止され、卸売業者の売買取引の条件の公表において、営業日、営業時間の公表が義務付けとなることから、特段、条例で規定する必要はなくなった。しかしながら、市場の維持管理事業として24時間体制で管理運営をするには、維持管理の委託業務は必須であり、委託事業を予算化するためには、24時間体制を根拠づける必要があった。今後は、ご意見のとおり、開場期日においても、働き方改革等雇用面でも厳しい規定が課せられているため、現行条例の規定である「日曜日を除く開場、国民の祝日に関する法律の部分を除く開場、1/2～1/4及び12/31の開場を除く。」規定を残す方向で検討していく。

第5条第2項（開場に時間等）

【団体意見】両荷受けが同時にせり売りを開始するのは無理である。

（市：高柳）せり開始時間は、改正法において「卸売業者の売買取引の条件の公表義務」から、せり売り時間等について公表する必要があると考える。そのため、公表した条件通りの売買取引であれば、せり時間が両社相違の時間となっても問題はない。ただし、買受人側にもしっかりと周知をしていくことが重要である。

第7条（卸売業者の数の最高限度）及び第19条（仲卸業者の数の最高限度）

【団体意見】規定を廃止すべきである。

（市：高柳）この市場の建物構造上により規定したもの。

第13条（せり人の登録）

【団体意見】せり人の卸売、市場業務に関する法令等の講習会を行うならば、仲卸しも講

習会を実施してほしい。

(市：高柳) せり人は、卸売業者の社員であるとともに、その能力を判断するのも雇い主である卸売業者と考える。そのため条例規定での試験制及び更新制は廃止するが、法令等の改正などには、開設者がせり人等に対し、研修会を開催することや資格要件など要綱に規定していく。法改正に伴う内容や、必要があれば仲卸業者や売買参加者にも講習会的なものの開催や今回のような法改正では、その内容を周知する必要があるため、説明会を開催していく。

第 20 条 (仲卸しの業務の許可)

【団体意見】 条例第 20 条第 1 項第 4 号の仲卸業者の許可ができない事項において、「市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき」との規定の廃止に伴い卸売会社が仲卸しを関連会社化すること、また、場内において仲卸業務を行うことは可能になったと判断してよいか。

(市：高柳) 改正法では、役員の重複等は、制限されないこととなった。別会社等で仲卸業者の許可の基準を満たせば、役員の重複でも可能となる。しかし、特定の者のみが優遇されることのないことが必須である。

また、市場内の仲卸業務は、仲卸店舗において業務を行うことが許可であり、現状は、空き店舗がない状況である。改正後の条例等においても市場内のどこかに、仲卸業務としての許可を出すことはできない。

【団体意見】 卸売、関連事業者も許可条件を明記されたい（新規事業者を想定していないのか。）

【団体意見】 退場条件には、破産者や禁固以上の刑に加えて、第 77 条（改善措置命令）の発動による退場を明記すべきである。

(市：高柳) 関連事業者の許可条件は、仲卸しの業務の許可と同様に現行条例に規定されている。卸売業者の許可権限が国から開設者となるため、同様に新規で規定する。また、関連事業者は現行条例第 33 条（関連事業者の設置）及び第 34 条（許可の基準）で規定している。退場条件である改善措置命令等による許可の取消しについても現行条例第 78 条（監督処分）によって明記している。改正する業務条例にもこの規定は残していく。また、仲卸しの業務、関連の業務に関する資格要件や、有効期間（5 年以内）、名称変更等他の詳細については、要綱に規定する。

第 41 条 (売買取引の方法)

【団体意見】 地元漁師、漁協が直接市場へ持ち込む地場物物品は全量せり売りにするべきである。

(市：高柳) 改正法では、詳細規定は廃止された。出荷者である地場の漁協でヒアリングを実施したが、出荷者は、漁獲物品の売買取引方法にこだわりはなく物品を受託してくれる卸売業者があつて、販売され代金が回収されれば問題はないとのことであつた。また、開設運営協議会において、出荷者組合の委員からは、特段の意見はなかつた。仲卸業者は、販売先である量販店対応から、せり時間を待っては、必要とする生鮮食料品等の受注に応えられないため、せり人と出荷者との調整により、機転の利いた売買取引の選択を望む声もあつた。せり人は、出荷者の安定的な生活を確保するために、有利な取引を実行することが求められていることから、せり人の判断で取引することも最良と考え、開設者としては、別表物品規定 (所謂 1 号、2 号、3 号物品) は規定しない方向で考えている。

第 43 条 (卸売業者の業務の規制)

【団体意見】 仲卸業務の許可の規定における役員等の重複規制の廃止と兼業業務の規制との整合性はどうか。

(市：高柳) 卸売業者の兼業業務において役員重複人事については特に規定はない。ただし、兼業業務は卸売業務ではないため、市場内で行うことはできない。

第 54 条 (仲卸業者の業務の規制)

【団体意見】 取扱品目の規定がされていないように見受けられるが、現行条例第 3 条の取扱品目が場内に適応されているのか。

(市：高柳) そのとおりである。

【団体意見】 仲卸しのみが、特定の品目を扱う場合は、どのように対応するのか。

【団体意見】 仲卸しの場内の購入比率をどのように考えるのか。

(市：高柳) 特定の品目とは何か。仲卸業者は改正法第 2 条の定義にもあるとおり、卸売市場において取扱品目に属する卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者とされている。取扱品目以外の物品を扱うのであれば、卸売業者と同じく仲卸業者の業務の規制 (現行条例第 55 条) において、兼業業務の申

請による市場外での販売取引の扱いとなる。

また、直荷引きが本来業務を逸脱して行われた場合は、開設者検査等で状況の把握に努め、取引参加者の意見なども聞いたうえで指導、助言、改善措置、是正等を求め、是正されなければ、差別的な取引や市場秩序等の維持などの条例違反などの指摘のもと監督処分を命令することもできる。

【団体意見】直荷引きの金額が売上高割使用料に反映される方針であれば、報告義務に対する罰則規定が必須である。

【団体意見】他にも、各種の市長あて報告義務を怠った場合の罰則規定が必要と考える。

(市：高柳) この条例及び規則等が遵守されない場合は、許可団体に対し、その許可の取消しを命ずることとなっている。この規定以外に、新たな罰則規定が必要なかどうか、関係の皆さんに意見をいただきたい。また、改正法ではなく「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」において、改正法で認定される中央卸売市場は、農林水産大臣に対し、食品等の流通調査等について協力するとともに、情報を共有し、食品等の取引において不公正な取引の事実が明らかになったときは、「公正取引委員会」へ通知することとなっている。従って、差別的な取扱いや、特定の業者が優遇される取引は、こうした機関へ通知する対象にもなる。

第 80 条の 2 (市場取引委員会)

【団体意見】条例で縛るよりも、取引参加者の意見の場の設置で、ある程度対応していきたいとの発言があったが、どの程度の権限を付与していくのか。

(市：高柳) 改正法の取引委員会の規定は廃止され、市の附属機関としての規定はしない方向で考えている。今までも説明してきたとおり、取引参加者間で、共通ルール以外の取引やその他問題などを解決する場としての組織の設置を考えていただきたい。市は、そうした場にオブザーバーとして参加していくと話してきた。取引の問題等、課題解決に取り組むには、取引参加者自らの意思で意識して取り組むことが必要と考える。

【団体意見】条例には、各業者の入場条件と退場条件を明記すべきである。既存業者だけでなく、新規事業者を取込み、新陳代謝を図るためには、条例に条件を明記すべきである。

(市：高柳) 入場条件は、卸売業者を除く仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人について条例、規則、要綱等で規定している。また、退場条件や許可、承認で

きない場合も規定されており、改正する条例にも現行条例、規則、要綱へ引き継いでいくとともに、許可の取消し命令も監督処分として規定している。卸売業者においては、その許可権限が、国から開設者に移行されたため、業務許可として新規に条例を規定していく。

令和 2 年 6 月改正条例の施行と、改めて中央卸売市場の認定を受けるため現状の卸売業者、仲卸業者ほか市場関係者の継続で進めている。しかし、開設者としても、既存の登録団体の既得権による最優先ではなく市場の活性化に繋がる 1 つの手段として、辞退等による空き店舗が生じる場合や、複数のブースを利用している団体の現状を新規公募による市場の活性化を図ることが必要と考える。卸売業者、仲卸業者ほか関係者と一体となって、市場内で争うのではなく市場外との競争を制する強い卸売市場を目指したい。

【団体意見】 ハサップを取り入れた衛生管理のため、市場衛生検査所を設けてほしい。

(市：高柳) 業務条例改正とは別物であるため、要望として承っておく。

以上条例、規則、要綱案について説明

【開設者より質問】

・市長あての報告義務を怠った場合の罰則規定を新たに設けるべきとの意見について、どう思うか。

(仲卸理事) : 報告義務を怠ることへの罰則規定の要否は、報告内容に虚偽記載があるのなら、別に定めてもいいと思うが、正直に、報告するはずである。今のままでいい。

(卸理事) : 卸売業者の買受人は、やはり仲卸業者や売買参加者の皆さんであり、今までどおりと考えている。

(仲卸理事) : 東海北陸の仲卸組合の理事会があり得た情報では、他市場のある仲卸業者は、年間取扱高 260 億円のうち市場内仕入れは 90 億円で残りは、すべて直荷引きとのこと。やはり、浜松は、卸と仲卸が力を合わせないといけない。直荷引きが他市場と同様にならないよう市場全体で協力しなければいけない。

(卸理事) : 他市場は、卸の集荷力が落ちて仲卸の必要な物品が手に入らない。そのため、直引きによる市場外卸等から物品を集荷。その在庫が市場内卸集

荷の物品を買受けない状況がある。このため、場内卸の残荷となり価格相場が下がることから、出荷者は、物品の出荷を拒み場内卸の集荷力は減少。そんな流れが日常化し、悪循環を引き起こしている。他市場の仲卸は、場内卸から買入れが半分以下と聞く。卸は、場内仲卸のニーズに応えることが責務と考える。卸、仲卸の協力体制が最も重要。虚偽報告の罰則規定は必要とも言えるが、卸として仲卸、売参の必要な物品の集荷に努めていきたい。

(仲卸理事) : 仲卸業者の取引に関する話になっているが、対象が仲卸業者だけなのか。

(市：高柳) : そうではない。直荷引きだけでなく、卸売業者においても市場外取引（商物一致の原則緩和）を利用した第三者販売が優先され、市場の仲卸業者、売買参加者等に対する取扱物品が集荷されない不当な取引が生じる事実を業務検査等で確認したときは、指導助言するとともに、必要に応じた改善措置や改善計画の提出を求め、改善が実行されない場合は、監督処分に従った考えを示すことになる。

(市：高柳) : 仲卸業者への報告。
直荷引き取引を実行した場合は、実績報告いただくとともに、市場使用料（販売金額に対する市場使用料）を請求すること。改正卸売市場法では、年に1回、運営状況報告書を農林水産省へ報告する規定があり、仲卸業者の貸借対照表及び損益計算書の写しの提出と、直荷引きの状況報告が追加されていることを青果、水産の仲卸協同組合の理事より、各社に伝えていただきたい。

以上

第2回あり方研究会出席者

No	委員区分	役職名	氏名
1	水産卸会社	(株)浜松魚市取締役	高木 幹夫
2	水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長	川村 雅美
3	青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長	松井 英司
4	青果卸会社	(株)浜中取締役社長	山下 茂春
5	水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長	櫻井 秀己
6	青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長	伊藤 嗣男
7	青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長	山本 寿範
8	果物商業協同組合	果物商業協同組合事務長	松本 光由
9	水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長	春日 大史
10	関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長	山田 晴久
11	市場協力会	市場協力会事務長	小粥 康弘
12	開設者	産業部農林水産担当部長	山下 文彦
13	開設者	産業部農業水産課長	北嶋 秀明
14	開設者	産業部農業水産課長補佐	前野 隆典
15	管理事務所	産業部中央卸売市場	名倉 勝
16	管理事務所	産業部中央卸売市場	中村 直行
17	管理事務所	産業部中央卸売市場	高柳 光男
18	管理事務所	産業部中央卸売市場	池谷 謙司
19	管理事務所	産業部中央卸売市場	浅井 祐城